

平成15年12月9日
東京都生活衛生審議会

東京都知事

石原 慎太郎 様

東京都生活衛生審議会

会長 関 哲 夫

平成15年度東京都生活衛生審議会諮問事項について（答申）

平成15年11月21日付15健地衛第766号で諮問のあったこのことについて、

下記のとおり答申します。

記

諮問事項1 興行場の構造設備及び衛生措置の基準について（別紙1）

諮問事項2 プールの構造設備及び衛生措置の基準について（別紙2）

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等について

1 背景

近年、映画館や演劇場などの興行場では、観賞のしやすさや臨場感、舞台との一体感など、観客重視の設計を多く取り入れた施設形態の多様化が進んでいる。また、各施設において、喫煙率の減少や健康に対する配慮から、全館禁煙又は分煙を志向する傾向が強まっている。これらの状況から、施設の構造設備基準の見直しが求められている。

さらに、現代社会における都民生活の実態や都民ニーズに対応するため、営業時間の制限の撤廃など衛生措置基準の見直しが求められている。

興行場関係法令のしくみ

興行場法は、営業者に対し、施設の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を義務付け、当該措置基準を条例で定めることとしている。これを受けて、都の条例では、次の基準等を定めている。

興行場の設置場所	換気設備	照明設備	防湿構造	便所の構造等
喫煙所の構造等	飲食物の販売施設	観覧場等の空気の衛生基準		
営業者が講ずべき措置	営業時間等	管理者の設置		

2 興行場施設の構造設備及び衛生設備の基準等のあり方

興行場の施設形態の多様化、受動喫煙の防止及び都民ニーズへの対応等の観点から、興行場施設の構造設備及び衛生措置の基準等のあり方については、次のとおり見直すべきである。

(1) 便所の構造等のうち設置場所の緩和

- ・ 現行では、便所は各階ごとに設置することとされているが、その階の直上階又は直下階に便所を設ければ、当該階に設けなくても公衆衛生上支障がないと営業許可権者が認める場合には、緩和できるようにする必要がある。

(2) 喫煙所の構造等の緩和等

- ・ 全館禁煙を行う施設については、その旨の表示及び利用者への周知を課すことにより、喫煙所を設けなくてもよいものとする必要がある。
- ・ 喫煙所に関する各階ごとの設置義務及び合計床面積の確保義務を撤廃する必要がある。
- ・ 観覧場に煙が侵入しないだけでなく、ロビーなど喫煙所以外の場所にも煙が侵入しない構造とする必要がある。

(3) 営業時間等の制限の撤廃

営業時間及び休憩時間の制限を撤廃する必要がある。

なお、営業時間については、地域環境への十分な配慮を行うよう、営業者を指導すべきである。

プールの構造設備及び衛生措置の基準等について

1 背景

近年、プールにおいてレジオネラ症の原因となるレジオネラ属菌の汚染の危険性が指摘されている。また、小児を中心としたプール熱(咽頭〔いんとう〕結膜熱)等の発生が大幅に増加しており、本年度の発生件数は過去5年間の年平均の2倍以上となっている。これらの状況から、小規模なプールを含めプールに起因する疾病発生の防止対策が求められている。

また、プール営業における企業間の合併等が進む中で、手続を適正、簡略に行うことができる制度が求められている。

東京都プール等取締条例の内容

「東京都プール等取締条例」(以下「条例」という。)は、プール等について構造設備及び衛生措置の基準等を次のとおり定めている。

目的	プール等の定義	許可基準	手数料	措置の基準	管理者の設置
報告の聴取及び立入検査		使用停止及び措置命令		許可の取消し	

2 プールの構造設備及び衛生措置の基準等のあり方

(1) プールに起因するレジオネラ症やプール熱等の発生予防対策の観点から、プール水の衛生措置を次のとおり見直すべきである。

ア レジオネラ症発生防止対策

・新たに経営者が守るべきプール水の水質基準及び水質検査として、加温装置を設けて温水を利用する場合の措置を定める必要がある。

プール水からレジオネラ属菌が「検出されないこと」

同菌に関する自主検査を年1回以上行うこと

・プール水の汚染源となる水位調整槽及び還水槽について、次の内容を定める必要がある。

清掃・消毒のできる構造とすること

適正な維持管理を行うこと

イ 経営許可(届出)施設で小規模な貯水槽施設も衛生管理の対象とする措置(疾病発生防止対策)

・プールの経営許可(届出)施設のうち、幼児用プールやジャグジーなど施設内の小規模な貯水槽(50立方メートル未満)については、これまで経営者が講ずべき措置の基準(水質基準・水質検査等)の対象外であった。しかし、プール貯水槽の衛生管理を確保するためには、規模の大小を問わずすべての貯水槽を対象とすべきことから、衛生管理の対象となる「プール水」の概念を新たに設定し、「施設に存する水泳者が水泳、水浴に利用する貯水槽に貯水される水」と定義する必要がある。

ウ 経営許可(届出)不要な小規模施設の準用措置(プール熱等発生防止対策)

・保育園等の小規模プール（貯水槽容量50立方メートル未満）など、経営許可（届出）の不要な施設については、経営許可（届出）施設に準じて設備・管理を行うよう努める必要がある。

(2) プール営業における合併・相続等の手続を適正、簡略化する観点から、他の環境衛生関係営業施設と同様に、合併・相続等についての承継制度を設けるべきである。